

## 公務員関係判例研究会 令和3年度 第6回会合 議事要旨

1. 日時 令和3年11月18日(木) 15:00~17:00

2. 場所 web会議(中央合同庁舎第8号館6階623会議室を含む。)

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石津弁護士、植木弁護士、大森弁護士、木野弁護士、木下弁護士、木村弁護士、白土弁護士、鈴木弁護士(座長)、竹内法務省訟務局付、竹田弁護士、中町弁護士、長屋弁護士、西脇弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、山田弁護士(五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 岡本内閣審議官、清水内閣参事官、城戸人事制度研究官、石川調査官、浅井争訟専門官、佐藤争訟専門官

4. 議題: 最近の裁判例の評釈

校内時間外労働及び自宅作業時間に長時間従事したことによる脳幹部出血発症の公務起因性について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

ア 本件は、熊本県において市立小学校の教員として勤務する原告Xが、脳幹部出血を発症し(以下「本件発症」という。)、後遺障害を負ったところ、本件発症は公務に起因するものであると主張し、地方公務員災害補償法に基づき、公務災害認定請求を行ったが、地方公務員災害補償基金熊本県支部長から公務外認定処分(以下「本件処分」という。)を受けたため、本件処分の取消しを求めた事案である。

イ 本件の前提事実は、以下のとおりである。

- ① Xは、昭和42年生まれの男性であり、本件発症日である平成23年12月14日当時、満44才であった。
- ② Xは、平成5年4月以降、熊本県内の3つの小学校において教員として勤務しており、平成23年度は本件A小学校において算数TT教員として勤務していた。
- ③ Xは、平成23年12月14日、帰宅後に意識を消失し、同日午後7時23分、B医療センターに救急搬送され、脳幹部出血と診断された。
- ④ Xは、本件発症により四肢麻痺を始めとした後遺障害を負い、全介助を要する状態となったため、身体障害者障害程度等1級の認定を受けている。
- ⑤ Xは、本件処分を不服として、審査請求及び再審査請求を行ったが、いずれも棄却する旨の裁決がされた。
- ⑥ Xは、平成29年7月31日、本件訴訟を提起した。

※ なお、Xの健康状態について、平成20年5月に高血圧症等と診断されているが、経過観察とされており、その他に脳幹部出血に要因となり得る既往症等は見当たらないことが裁判所によって認定されている。

ウ 本件の争点は、本件発症が公務に起因するか否かであり、特に「本件発症前の1

ヶ月間の時間外労働」及び「本件発症前の6ヶ月目ないし2ヶ月目等の時間外労働」が、校内労働時間に加えて自宅作業時間も考慮すれば、本件発症に至らせるほど過重で長時間であったと認めることができるか否かである。

エ 一審判決（熊本地裁令和2年1月27日）は概要以下のとおり判示し、本件発症と公務との間の相当因果関係を否定し、Xの請求を棄却した。

① 本件発症前の1ヶ月間の時間外労働について

Xの本件発症前1か月間の時間外労働時間は、最大でも89時間54分（校内労働時間49時間59分及び自宅作業時間39時間55分の合計）であることが認められ、対象疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したと評価される100時間（週当たり25時間）には至っていない。また、これらの労働時間には自宅作業時間が一定の割合を占めており、自宅作業は、通常、校内労働時間に比して、労働密度や精神的緊張の程度が低く、一般的には、身体的精神的負荷の程度も低いと考えられることを踏まえると、Xの本件発症前1か月間の時間外労働時間が、疲労の蓄積により発症時における血管病変等をその自然的経過を超えて著しく増悪させ、脳幹部出血の発症に至らせるほど過重で長時間のものであったと認めることはできない。

② 本件発症前の6ヶ月目ないし2ヶ月目の時間外の労働時間について

本件発症前1か月間の時間外労働時間は最大でも89時間54分であるから、本件発症前6か月間の時間外労働時間は、月平均57時間19分にとどまり、医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したと評価される月80時間（週20時間）には至っていない。この点、Xは、本件発症前6か月目ないし2か月目においても自宅作業を行っていた旨主張するが、同期間のXの自宅作業時間を認定するに足りる証拠はない。

③ 他の教員との公務内容に係る比較及びその他の事情

本件発症前1か月間におけるXの公務の内容が、他の学級担任等を勤める教員等に比して著しく過重であったと認めることはできず、疲労の蓄積等による発症時における血管病変等をその自然的経過を超えて著しく増悪させ、脳幹部出血の発症に至らせるほどに過重なものであったとも認め難い。これらに加えて、Xは、子らの看病や入院付添等のためとはいえ、10月25日から本件発症前までの間に、合計13日の休暇（時間単位の休暇を含む。）を取得しており、本件発症前1か月間について、自宅で公務に従事していたと考えられる日を除いても、1週間に1回程度の休みを取っていたこと等に鑑みれば、本件において、公務による負荷が、医学的経験則に照らし、脳血管疾患の発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ得ることが客観的に認められるほどの負荷があったとは認めることはできず、本件発症が公務に内在する危険が現実化したものであるとは認められない。

オ Xが一審判決を不服として控訴した二審判決（福岡高裁令和2年9月25日）は概要以下のとおり判示し、本件発症は、公務に内在する危険が現実化したものと評価することができ、本件発症と公務との間に相当因果関係を認めることができるとして、原判決を取り消し、本件処分を取り消されるべきものとした。

① Xの業務内容について

Xの各業務内容を検討すると、個々の業務自体が過重であるとまではいえない

ものの、Xは、これらの業務を同時期に並行して処理していたのであるから、Xの業務上の負荷については、Xの業務を全体として評価する必要がある。

② 本件発症前の1ヶ月間の時間外労働

本件発症前1か月間におけるXの週40時間（1日当たり平均8時間）を超える校内時間外労働時間は51時間6分、自宅での時間外労働時間は41時間55分であり、その合計は93時間にのぼる。これは、認定基準において「通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」に該当する場合として挙げられている、発症前1か月における月100時間（週当たり平均25時間）には達していないものの、これに近い時間数であるといえることができる。

また、Xの時間外労働時間には自宅作業時間が含まれているところ、自宅での作業は、職場における労働に比して緊張の程度が低いといえることができる。しかし、Xは、職場で時間外労働をした後、そこで終了することのできなかつた業務を自宅で行うことを余儀なくされていたものと認められるのであり、また、その自宅作業の時間及び時刻からすれば、Xは、自宅作業を行うことを余儀なくされた結果、睡眠時間が減ったものと認められる。

③ 本件発症前の6ヶ月目ないし2ヶ月目等の時間外労働

本件発症前2か月目のXの時間外労働時間は40時間9分（校内時間外労働時間31時間45分、自宅作業時間8時間24分）であるとともに、本件発症前3か月目から6か月目までの間、「通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」に該当するとされる、発症前1か月目を超える月平均80時間（週当たり20時間）の時間外労働をしたと認められる期間はないものの、本件発症前6か月目の校内時間外労働時間がほぼ80時間となるなど、長期間にわたって恒常的に長時間の時間外労働をしていたといえることができる。

④ その他の事情

Xが、子らの入院や自宅療養に対応したことによって、同人に身体的な負荷がかかったことは否定できないが、これによりXの血管病変等が本件発症を生じさせるような状態にまで増悪していたとは認められない。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

○ Xの本件発症前1か月間の自宅作業時間を含めた時間外労働時間について、一審では約90時間、二審では約93時間と、その認定にさほどの差はなく、同じ事実を前提としており、同一の認定基準を用いているにもかかわらず、本件発症の公務起因性に関して真逆の判断がされた。これは、高裁判決において、一審判決で示された「公務による危険性（公務の過重性）がその他の職務外の要因（当該職員の私的リスクファクター等）に比して相対的に有力になっているという関係が認められることを要する」の部分を削除するなど（本削除自体に実効性があるかは別として）、判断枠組みや評価の面において、Xの救済に価値判断の力点が置かれた結果とも考えられる。この点、一審判決が引いた最高裁判決（横浜南労基署長（東京海上横浜支店）事件）は、そこで示された「（疾病について）他に確たる増悪要因を見いだせない」との観点に着目して判断したという意味で、高裁判決の方に親和性があるといえよう。

○ 脳・心疾患に係る認定基準については、令和2年6月から厚労省の専門検討会において見直しを開始しており、本年9月14日付けで新認定基準が示された。

したがって、本件高裁判決当時には既に基準見直しは開始されているところ、高裁判決は、旧認定基準と新認定基準の違いをよく表している。すなわち、高裁判決において、Xは発症と業務との関連性が強いと判断される時間外労働をするには至っていないが、Xの業務全体を考慮して負荷を考慮すべきとしている点につき、労働時間の評価に関しては、新基準でも「発症前1か月間：おおむね100時間超、発症前2ないし6か月間：おおむね80時間超」という、業務と発症の関連性が強いとされる水準についての変更はないものの、仮にこの水準には至らないが「一定の労働時間以外の負荷が認められるときには、業務と発症との関連性が強いと評価できる」としている。さらに、高裁判決では「Xの睡眠時間が短かった」ことについてあえて言及しているところ、新基準では過重要素として「勤務間インターバルが短い勤務」を新設している。これは働き方改革関連法案に基づき改正された「労働時間等設定改善法」（2019年4月施行）でも事業主の努力義務として規定されているが、その意味でも本件高裁判決は、働き方改革の趣旨を反映した内容といえる。

- 労働時間の認定に当たり、裁判所は、超勤手当不払い等で問題となる労働基準法上の労働時間と労災認定に係る労災保険法上の労働時間とは、明確に区別して考えている。また、労働災害については、労災保険の支給認定に係る訴訟と併せて、使用者の安全配慮義務違反に係る損害賠償請求も提起されることが通例であるが、労災認定における業務起因性につき被災者を救済する方向で構築された判断枠組みが、損害賠償請求訴訟にも持ちこまれる結果、単に時間外労働時間が長いことをもって責任ありとされ過失責任の議論が十分にされない印象を受けるケースもあり、使用者として労働者の時間管理・勤怠管理を厳に行わなければならないと思われる。
- しかしながら、特に自宅持ち帰りの場合などは、その労働時間もさることながら、労働密度の濃淡（常に集中して業務に従事していたのか、片手間に仕事をしていたのかなど）についても把握・評価が困難であり、労働者側が、例えばPCのログイン・ログアウト時間やデータの保存時間、メールの送信記録等でその間継続して働いていたなどとする事や、「黙示の業務命令により自宅持ち帰り作業を余儀なくされた」などとする主張・立証、労基署の認定書を証拠として提出することなどと対比すると、使用者としての反論・対応に苦慮するところである。
- 本件判決は、公務によってXの睡眠時間が短くなったことも本件発症の要因となった旨判示しているところ、これを新基準において「勤務間インターバル」という業務時間以外の要因が加えられたこととの対応関係で考慮すると、今後は、同じく新基準で明示されている休日の取得の在り方や休憩の態様等についても問題とされるケースも増えてくるとと思われる。
- 一審判決が引いた最高裁判決は、支店長付きの専用運転手という極めて拘束時間が長く過重な負荷がかかる労働に従事した労働者に係る労災認定訴訟であり、このケースについては救済の必要が極めて高いであろうという判断を裁判所がしたものと考えられる。それに比して本件は、時間外労働時間が水準未満であることに加え、個別の業務もさほど過重な負荷がかかるものではないとされているながら「業務の負荷は全体としてみる」という判断枠組みが示され、公務起因性が認められるに至っており、それぞれの要因の過重性は決して高くない場合にどの

ように公務起因性を認定する方向でロジックを構築するか、という工夫が垣間見える。働き方改革が議論される時流中、長時間の時間外勤務が常態化している業界への警鐘の意味も含め、今後、このような判決が増加することも考えられよう。

(3) 次回会合は、12月9日（木）に開催することとした。

以上